

《2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議》

【新規審議品目】

- (1) 「特茶ジャスミン」(サントリー食品インターナショナル株式会社)
「伊右衛門 特茶 350」(サントリー食品インターナショナル株式会社)

○阿久澤部会長 それでは、個別品目の表示許可にかかわる審議に入りたいと思います。

初めは、サントリー食品インターナショナル株式会社の「特茶ジャスミン」と「伊右衛門 特茶 350」についてです。どちらも「伊右衛門 特茶」の既許可類似品としての申請のため、まとめて審議したいと思います。

消費者庁から御説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 それでは、よろしくをお願いいたします。

資料1-1と書かれている1枚紙を御準備いただけますでしょうか。

先ほど御説明いただきましたけれども、申請者はサントリー食品インターナショナル株式会社、商品名は「特茶ジャスミン」及び「伊右衛門 特茶 350」となっております。

許可を受けようとする表示の内容は、ともに「本品は、脂肪分解酵素を活性化させるケルセチン配糖体の働きにより、体脂肪を減らすのを助けるので、体脂肪が気になる方に適しています」となっております。

関与成分は、ケルセチン配糖体(イソクエルシトリンとして)、1日摂取目安量当たりの含有量としては、110mgとなっております。こちらは既許可品の「伊右衛門 特茶」と変更はございません。

1日当たりの摂取目安量でございますが、「特茶ジャスミン」につきましては「1日500mlを目安にお飲みください」、「伊右衛門 特茶 350」は「1日350mlを目安にお飲みください」となっております。

摂取をする上での注意事項につきましては、ともに「多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません」となっております。

まず、これから個別に御説明いたしますけれども、「特茶ジャスミン」、こちらはジャスミン茶ということでございまして、ここで言うジャスミン茶というのがジャスミンの香りを付与した緑茶ということで、「伊右衛門 特茶」、こちらは通常の緑茶となっておりますけれども、原料茶葉である緑茶は同じであるので、特に相違はないということで説明がされております。

1枚紙の資料1-1の原材料の配合割合というところに違いがございまして、「伊右衛門 特茶」につきましては、□□として□□というものを使っております。一方で、今回申請を出しました「特茶ジャスミン」「伊右衛門 特茶 350」につきましては、□□というものになっております。

こちらの2つの製品について御説明いたしますので、「特茶ジャスミン」の申請資料概要版を御用意いただいてもよろしいでしょうか。背表紙が白いものになります。

まず、こちらの56ページをごらんください。後ろのほうになります。こちらにイソクエルシトリンの組成比較ということで記載があります。その□□につきましては、□□が□□で、□□につ

第36回新開発食品調査部会 議事録

いては□□入っております。そのため、□□の量といたしましては、その分差異がございまして、□□は□□の含有量が減っております。

次の57ページを見ていただきますと、それぞれ□□と□□の製造方法について簡単に書かせていただいております。単純に□□となるように□□を加えているというものでございます。最終的には先ほど御説明いたしましたように、ケルセチン配糖体（イソクエルシトリンとして）110mg配合しておりますので、そこは変更ありませんけれども、中に入っている関与成分の量というものは変わっておりますので、それぞれ製剤の添加量というものが変わってきております。

「伊右衛門 特茶 350」につきましては、こちらは先ほど御説明したとおり、□□から□□に原材料を変えたという点と、これまで「伊右衛門 特茶」につきましては、500mlという容量でございましたけれども、今回は350と量を減らしております。ただ、こちらも関与成分量といたしましては同じく110mgとなっておりますので、こちらについて変更はございません。

本日のこちらの2品目の御審議につきましては、原材料の配合等のものが既許可品と比べて異なっておりますので、既許可品と同等であると見なしてもよいかというところを含めて御審議いただければと思います。よろしく願いいたします。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございました。

次に、調査会での審議状況の説明を事務局からお願いいたします。

○消費者委員会事務局 資料1-2をごらんいただけますでしょうか。

平成28年の5月13日に諮問。平成28年6月2日、第33回の第一調査会で審議を行いました。

主な指摘事項といたしましては、今、□□と□□について御説明がありましたが、こちらにつきましては同等性につきまして指摘を出しまして、どちらも原料は同じ□□であり、□□は□□になっているという回答をいただいております。

また、ジャスミン茶の成分等につきまして指摘をいたしまして、回答といたしましては、ジャスミン茶は緑茶葉に茉莉花の花を添加、香りの付与後に花を選別・除去する工程があり、成分は緑茶葉とほぼ同等である。

最後でございますけれども、「特茶ジャスミン」「伊右衛門 特茶 350」につきまして、資料はそれぞれ1-11と1-18でございますが、この試験における除外基準につきまして、確認をさせていただいております。回答としましては、当該試験の試験計画書及び最終報告書を提出いただいております。

説明は以上でございます。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、これらについての御意見をいただきたいと思っております。どなたかございますか。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。既許可品と同等であるということです。

では、これはこれでお認めいただいたということにいたします。

それでは、この審議結果について、事務局から確認をお願い致します。

○消費者委員会事務局 そうしましたら、「特茶ジャスミン」と「伊右衛門 特茶 350」につきましては御了承をいただいたという形でよろしいでしょうか。

第36回新開発食品調査部会 議事録

○阿久澤部会長 それでは、今の内容について御質問はございませんね。どうもありがとうございます。

では、次の審議に移りたいと思います。